

豊川サッカー協会 交際費支給規程

第1条（目的）

この規程は、豊川サッカー協会における、交際費の支給について定めたものである。

第2条（交際費を受給できる者）

交際費を受給できる者は、本協会の理事とする。

第3条（範囲）

交際費の範囲は、次に掲げるものをいう。

- （1） 東三河地区協会および各市協会との打ち合わせおよび会議
- （2） その他、理事会が必要と認めた打ち合わせおよび会議

第4条（予算）

交際費は年間予算を定め、原則として予算の範囲内で使用するものとする。

第5条（交際費の支給額）

支給額は1回 5,000 円とする。但し、予算の範囲内とする。

第6条（支給方法と受取）

本協会は、受給者に対し領収書と引換えで支給するか、または受取書に受取サイン（自署）して支給する方法により、現金にて交際費を支給する。

第7条（その他）

交際費の支給について、上記に定めのない事項は、理事会にて決定するものとする。

附 則

この規程は、2023 年 8 月 1 日から施行する。